

職員の公益的法人等への派遣 に関する条例の一部改正

今年の3月議会で社会福祉協議会に限定して可決した条例で、今回は北条鉄道と加古川西部土地改良区の2箇所を加えようとする改正。職員を派遣するに当たり、考えている職務内容は、北条鉄道は現在でも赤字運営が続いており、運輸収入以外の観光事業にも取り組んでいきたいというもので、加古川西部土地改良区は、将来的な運営を考えると、老朽化に伴い予想される投資部門を一括投資するのは負担が大き過ぎるため、平準化することによる負担の軽減策のために、職員を派遣したいとのことでした。

職員派遣の要請がないにもかかわらず、条例を改正しようとする理由については、市長から、それぞれの団体の内情についてよく理解しており、自立できる組織にしていくために、今後とも側面的にサポートしていくことが市長の責任と考えているというもの。

委員からは、加古川西部土地改良区については、「運営上において加西市は大きく関与しているが、あくまで独立した団体である以上、市職員の派遣を受

け入れる意思表示がない現状での条例改正は時期尚早である」として、井上智章委員外1名より、加古川西部土地改良区を削除する内容の修正案が提出され、採決を行ったところ、修正案は賛成2、反対3の賛成少数により否決となり、続いて、原案について採決を行ったところ、賛成0、反対5により否決すべきものと決定しました。



北条鉄道

任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正

任期付職員を採用することのできる根拠法令の規定する内容のとおり、高度な専門知識や経験、優れた識見を有する者を採用できるように改正しようとするもの。

委員からは、9月議会の初日に否決となった教育長の人事案件に関わって、教育長として否決をされた人物を教育委員会の参事として採用すると市長が答

弁されたことについて質問がなされ、教育長からお願したということでありました。正式に任期付職員として試験をしない者を採用することの根拠基準、是非については、募集要項の中で一定の基準を入れているので、職員採用と同じよう

に一定の手続きを踏んでいることから問題ないと判断しているというものでした。

本条例案に対する賛成意見として、市長として選挙で選ばれた者にとつて、組織の運営方法については、市長の権限として認められていいのではないかとする意見、反対意見として、新たに採用をして、当人がいままで以上の力量が発揮できればいいが、新たな採用者が職員間で浮いてしまう可能性が高いと思うので、任期付職員の範囲については、これ以上拡大すべきでないという意見が述べられました。

一般会計補正予算(第2号)

男女共同参画推進助成金143万円は地域のまちづくりにおいて女性の視点を取り入れていくことが重要という観点から、市内の11小学校区ごとに井戸端会

議を設置した地区に対する助成金で、各町から代表1名を出して校区ごとに編成され、代表は男女の区別は問わないが、女性が代表になって会議が開催され、代表区長は助成金の窓口役になって申請されるといふもので、まちづくり協議会を井戸端会議とすることは可能とのことでした。

教育振興費の備品購入費330万円については、三洋電機が開発された米を原料としたホームベーカリーの購入費110万円、食育の観点から北条小学校と特別支援学校において、試行的に実施したいという希望があり、1校当たり11台の2校分を購入したいというもので、特別支援学校では職業訓練を兼ねた実習に使用、北条小学校ではPTA行事として親子での食文化の学習に使用したいとのこと。試行導入で評判がよければ、全市的に普及させたいとのことでした。委員からは、今後の計画等が明確でない段階で110万円もの予算を執行するのはいかなるものかとする意見や、新たに鎮岩工業団地に三洋電機が立地され、地元の加西市が三洋電機と共存共栄策を図るのはいいことだが、ホームベーカリー

を導入する必要性が何えないとする意見が述べられています。

総務費、一般管理費の旅費42万円については、現在、ふるさと営業課において総務省の地域創造力アドバイザーとして指導を願っている食環境ジャーナリストを団長とするドイツ視察で、市長は副団長の立場で参加するための出張旅費です。この視察を公務扱いとする根拠については、視察先の市では環境政策、地産地消等、市民活動が活発で、政策そのものが加西市の政策と合致しており、鹿児島県のある町でも町長が参加されていることから、公務出張と判断したというもの。委員からは、一般のツアーへの参加であり、どうしても公務とは判断できないとする意見が述べられています。

質疑応答の後、後藤委員ほか2名より、ドイツ出張に伴う旅費42万円、ホームベーカリーの購入費110万円を減額する修正案が提出され、修正案の採決を行ったところ、賛成3、反対2の賛成多数につき修正案については可決することと決定し、修正部分を除いた総務委員会所管部分については全会一致で可決しています。